

令和5年12月13日
こども未来部保育課

江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

保護者の負担の軽減を図る観点から保育料を改定するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

保育料について、約7%引き下げる。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

4 新旧対照表

2ページ以降を参照

江東区保育費用徴収条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>本則 (略)</p> <p><u>別表第1 (第3条関係)</u> (別添1のとおり)</p> <p><u>別表第2 (第3条関係)</u> (別添3のとおり)</p> <p><u>別表第3 (第3条関係)</u> (別添5のとおり)</p>	<p>本則 (略)</p> <p><u>別表第1 (第3条関係)</u> (別添2のとおり)</p> <p><u>別表第2 (第3条関係)</u> (別添4のとおり)</p> <p><u>別表第3 (第3条関係)</u> (別添6のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>

標準時間保育料（改正前）

別添 1

別表第 1（第 3 条関係）

満 3 歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円
B	A 階層の世帯を除く住民税非課税世帯	0 円
C 1	A 階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	3, 200 円
C 2	A 階層の世帯を除く住民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	7, 000 円未満
C 3		7, 000 円以上 48, 600 円未満
D 1		48, 600 円以上 52, 500 円未満
D 2		52, 500 円以上 55, 000 円未満
D 3		55, 000 円以上 60, 000 円未満
D 4		60, 000 円以上 75, 000 円未満
D 5		75, 000 円以上 97, 000 円未満
D 6		97, 000 円以上 115, 000 円未満
D 7		115, 000 円以上 130, 000 円未満
D 8		130, 000 円以上 150, 000 円未満
D 9		150, 000 円以上 169, 000 円未満
D 10		169, 000 円以上 185, 000 円未満
D 11		185, 000 円以上 200, 000 円未満
D 12		200, 000 円以上 215, 000 円未満
D 13		215, 000 円以上 230, 000 円未満
D 14		230, 000 円以上 245, 000 円未満
D 15		245, 000 円以上 260, 000 円未満
D 16		260, 000 円以上 280, 000 円未満
D 17		280, 000 円以上 301, 000 円未満
D 18		301, 000 円以上 340, 000 円未満
D 19		340, 000 円以上 397, 000 円未満
D 20		397, 000 円以上 460, 000 円未満
D 21		460, 000 円以上 510, 000 円未満
D 22		510, 000 円以上 560, 000 円未満
D 23		560, 000 円以上 610, 000 円未満
D 24		610, 000 円以上 800, 000 円未満
D 25	800, 000 円以上 1, 100, 000 円未満	
D 26	1, 100, 000 円以上	

備考

- 1 この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
- 2 この表において住民税均等割とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第 2 号に規定する所得割をいう。
- 3 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
- 4 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4 月分から 8 月分までの保育料にあつては前年度分とし、9 月分から翌年 3 月分までの保育料にあつては当該年度分とする。
- 5 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童に係る保育料は、免除する。

標準時間保育料（改正後）

別添 2

別表第 1（第 3 条関係）

満 3 歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額 (児童単位)
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円
B	A 階層の世帯を除く住民税非課税世帯	0 円
C 1	A 階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	2, 900 円
C 2	A 階層の世帯を除く住民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	7, 000 円未満
C 3		7, 000 円以上 48, 600 円未満
D 1		48, 600 円以上 52, 500 円未満
D 2		52, 500 円以上 55, 000 円未満
D 3		55, 000 円以上 60, 000 円未満
D 4		60, 000 円以上 75, 000 円未満
D 5		75, 000 円以上 97, 000 円未満
D 6		97, 000 円以上 115, 000 円未満
D 7		115, 000 円以上 130, 000 円未満
D 8		130, 000 円以上 150, 000 円未満
D 9		150, 000 円以上 169, 000 円未満
D 10		169, 000 円以上 185, 000 円未満
D 11		185, 000 円以上 200, 000 円未満
D 12		200, 000 円以上 215, 000 円未満
D 13		215, 000 円以上 230, 000 円未満
D 14		230, 000 円以上 245, 000 円未満
D 15		245, 000 円以上 260, 000 円未満
D 16		260, 000 円以上 280, 000 円未満
D 17		280, 000 円以上 301, 000 円未満
D 18		301, 000 円以上 340, 000 円未満
D 19		340, 000 円以上 397, 000 円未満
D 20		397, 000 円以上 460, 000 円未満
D 21		460, 000 円以上 510, 000 円未満
D 22		510, 000 円以上 560, 000 円未満
D 23		560, 000 円以上 610, 000 円未満
D 24		610, 000 円以上 800, 000 円未満
D 25	800, 000 円以上 1, 100, 000 円未満	
D 26	1, 100, 000 円以上	

備考

- 1 この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
- 2 この表において住民税均等割とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第 2 号に規定する所得割をいう。
- 3 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
- 4 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4 月分から 8 月分までの保育料にあつては前年度分とし、9 月分から翌年 3 月分までの保育料にあつては当該年度分とする。
- 5 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童に係る保育料は、免除する。

短時間保育料（改正前）

別添 3

別表第 2（第 3 条関係）

満 3 歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円
B	A階層の世帯を除く住民税非課税世帯	0 円
C 1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	3, 1 0 0 円
C 2	A階層の世帯を除く住民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	7, 0 0 0 円未満
C 3		7, 0 0 0 円以上 4 8, 6 0 0 円未満
D 1		4 8, 6 0 0 円以上 5 2, 5 0 0 円未満
D 2		5 2, 5 0 0 円以上 5 5, 0 0 0 円未満
D 3		5 5, 0 0 0 円以上 6 0, 0 0 0 円未満
D 4		6 0, 0 0 0 円以上 7 5, 0 0 0 円未満
D 5		7 5, 0 0 0 円以上 9 7, 0 0 0 円未満
D 6		9 7, 0 0 0 円以上 1 1 5, 0 0 0 円未満
D 7		1 1 5, 0 0 0 円以上 1 3 0, 0 0 0 円未満
D 8		1 3 0, 0 0 0 円以上 1 5 0, 0 0 0 円未満
D 9		1 5 0, 0 0 0 円以上 1 6 9, 0 0 0 円未満
D 1 0		1 6 9, 0 0 0 円以上 1 8 5, 0 0 0 円未満
D 1 1		1 8 5, 0 0 0 円以上 2 0 0, 0 0 0 円未満
D 1 2		2 0 0, 0 0 0 円以上 2 1 5, 0 0 0 円未満
D 1 3		2 1 5, 0 0 0 円以上 2 3 0, 0 0 0 円未満
D 1 4		2 3 0, 0 0 0 円以上 2 4 5, 0 0 0 円未満
D 1 5		2 4 5, 0 0 0 円以上 2 6 0, 0 0 0 円未満
D 1 6	2 6 0, 0 0 0 円以上 2 8 0, 0 0 0 円未満	
D 1 7	2 8 0, 0 0 0 円以上 3 0 1, 0 0 0 円未満	
D 1 8	3 0 1, 0 0 0 円以上 3 4 0, 0 0 0 円未満	
D 1 9	3 4 0, 0 0 0 円以上 3 9 7, 0 0 0 円未満	
D 2 0	3 9 7, 0 0 0 円以上 4 6 0, 0 0 0 円未満	
D 2 1	4 6 0, 0 0 0 円以上 5 1 0, 0 0 0 円未満	
D 2 2	5 1 0, 0 0 0 円以上 5 6 0, 0 0 0 円未満	
D 2 3	5 6 0, 0 0 0 円以上 6 1 0, 0 0 0 円未満	
D 2 4	6 1 0, 0 0 0 円以上 8 0 0, 0 0 0 円未満	
D 2 5	8 0 0, 0 0 0 円以上 1, 1 0 0, 0 0 0 円未満	
D 2 6	1, 1 0 0, 0 0 0 円以上	9 0, 1 0 0 円

備考

- 1 この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
- 2 この表において住民税均等割とは、地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第 2 号に規定する所得割をいう。
- 3 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
- 4 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4 月分から 8 月分までの保育料にあつては前年度分とし、9 月分から翌年 3 月分までの保育料にあつては当該年度分とする。
- 5 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により、里親又はファミリーホームに委託されている児童に係る保育料は、免除する。

短時間保育料（改正後）

別添 4

別表第 2（第 3 条関係）

満 3 歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額 (児童単位)
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円
B	A階層の世帯を除く住民税非課税世帯	0 円
C 1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	2, 8 0 0 円
C 2	A階層の世帯を除く住民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	7, 0 0 0 円未満
C 3		7, 0 0 0 円以上 4 8, 6 0 0 円未満
D 1		4 8, 6 0 0 円以上 5 2, 5 0 0 円未満
D 2		5 2, 5 0 0 円以上 5 5, 0 0 0 円未満
D 3		5 5, 0 0 0 円以上 6 0, 0 0 0 円未満
D 4		6 0, 0 0 0 円以上 7 5, 0 0 0 円未満
D 5		7 5, 0 0 0 円以上 9 7, 0 0 0 円未満
D 6		9 7, 0 0 0 円以上 1 1 5, 0 0 0 円未満
D 7		1 1 5, 0 0 0 円以上 1 3 0, 0 0 0 円未満
D 8		1 3 0, 0 0 0 円以上 1 5 0, 0 0 0 円未満
D 9		1 5 0, 0 0 0 円以上 1 6 9, 0 0 0 円未満
D 1 0		1 6 9, 0 0 0 円以上 1 8 5, 0 0 0 円未満
D 1 1		1 8 5, 0 0 0 円以上 2 0 0, 0 0 0 円未満
D 1 2		2 0 0, 0 0 0 円以上 2 1 5, 0 0 0 円未満
D 1 3		2 1 5, 0 0 0 円以上 2 3 0, 0 0 0 円未満
D 1 4		2 3 0, 0 0 0 円以上 2 4 5, 0 0 0 円未満
D 1 5	2 4 5, 0 0 0 円以上 2 6 0, 0 0 0 円未満	
D 1 6	2 6 0, 0 0 0 円以上 2 8 0, 0 0 0 円未満	
D 1 7	2 8 0, 0 0 0 円以上 3 0 1, 0 0 0 円未満	
D 1 8	3 0 1, 0 0 0 円以上 3 4 0, 0 0 0 円未満	
D 1 9	3 4 0, 0 0 0 円以上 3 9 7, 0 0 0 円未満	
D 2 0	3 9 7, 0 0 0 円以上 4 6 0, 0 0 0 円未満	
D 2 1	4 6 0, 0 0 0 円以上 5 1 0, 0 0 0 円未満	
D 2 2	5 1 0, 0 0 0 円以上 5 6 0, 0 0 0 円未満	
D 2 3	5 6 0, 0 0 0 円以上 6 1 0, 0 0 0 円未満	
D 2 4	6 1 0, 0 0 0 円以上 8 0 0, 0 0 0 円未満	
D 2 5	8 0 0, 0 0 0 円以上 1, 1 0 0, 0 0 0 円未満	
D 2 6	1, 1 0 0, 0 0 0 円以上	8 3, 7 0 0 円

備考

- 1 この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
- 2 この表において住民税均等割とは、地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第 2 号に規定する所得割をいう。
- 3 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
- 4 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4 月分から 8 月分までの保育料にあつては前年度分とし、9 月分から翌年 3 月分までの保育料にあつては当該年度分とする。
- 5 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により、里親又はファミリーホームに委託されている児童に係る保育料は、免除する。

延長保育料（改正前）

別添5

別表第3（第3条関係）

児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円	
B	A階層の世帯を除く住民税非課税世帯	ひとり親等の世帯	0円	0円	
		ひとり親等の世帯以外の世帯	200円	200円	
C1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	700円	700円	700円	
C2	A階層の世帯を除く住民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000円未満			
C3		7,000円以上48,600円未満			
D1		48,600円以上52,500円未満	1,000円	1,000円	1,000円
D2		52,500円以上55,000円未満			
D3		55,000円以上60,000円未満			
D4		60,000円以上75,000円未満	1,800円	1,600円	1,600円
D5		75,000円以上97,000円未満	2,300円		
D6		97,000円以上115,000円未満	2,600円		
D7		115,000円以上130,000円未満	2,800円	1,800円	1,800円
D8		130,000円以上150,000円未満	3,100円	1,900円	1,900円
D9	150,000円以上169,000円未満	3,300円	2,200円	2,200円	
D10	169,000円以上185,000円未満	3,500円	2,300円		
D11	185,000円以上200,000円未満	3,800円	2,500円		
D12	200,000円以上215,000円未満	3,900円	2,600円		
D13	215,000円以上230,000円未満	4,200円	2,700円		
D14	230,000円以上245,000円未満	4,300円			
D15	245,000円以上260,000円未満	4,500円			
D16	260,000円以上280,000円未満	4,700円			
D17	280,000円以上301,000円未満	4,900円			
D18	301,000円以上340,000円未満	5,300円			
D19	340,000円以上397,000円未満	6,000円			
D20	397,000円以上460,000円未満	6,500円			
D21	460,000円以上510,000円未満	7,000円			
D22	510,000円以上560,000円未満	7,400円	2,800円	2,300円	
D23	560,000円以上610,000円未満	7,700円			
D24	610,000円以上800,000円未満	8,100円			
D25	800,000円以上1,100,000円未満	8,600円			
D26	1,100,000円以上	9,100円			

備考

- 1 この表における年齢は、保育所における保育を行った日の属する年度の初日の前日における児童の満年齢による。
- 2 この表においてひとり親等の世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
 - (1) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）
 - (2) 在宅障害児（者）のいる世帯（次のアからオまでのいずれかに該当する者を有する世帯をいう。）

- ア 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳を交付されている者
 - イ 東京都が知的障害者に発行する手帳（東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳をいう。）
又は道府県が知的障害者に発行する手帳（療育手帳制度要綱に規定する療育手帳をいう。）を交付されている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童
 - オ 国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者
- 3 この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
 - 4 この表において住民税均等割とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割をいう。
 - 5 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
 - 6 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4月分から8月分までの保育料にあつては前年度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては当該年度分とする。
 - 7 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、里親又はファミリーホームに委託されている児童に係る保育料は、免除する。

延長保育料（改正後）

別添 6

別表第3（第3条関係）

児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円	
B	A階層の世帯を除く住民税非課税世帯	ひとり親等の世帯	0円	0円	0円
		ひとり親等の世帯以外の世帯	200円	200円	200円
C1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	700円	700円	700円	
C2	A階層の世帯を除く住民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000円未満			
C3		7,000円以上48,600円未満			
D1		48,600円以上52,500円未満	1,000円	1,000円	1,000円
D2		52,500円以上55,000円未満			
D3		55,000円以上60,000円未満			
D4		60,000円以上75,000円未満	1,700円	1,400円	1,400円
D5		75,000円以上97,000円未満	2,100円		
D6		97,000円以上115,000円未満	2,400円		
D7		115,000円以上130,000円未満	2,600円	1,600円	1,600円
D8		130,000円以上150,000円未満	2,900円	1,700円	1,700円
D9		150,000円以上169,000円未満	3,100円	2,000円	2,000円
D10		169,000円以上185,000円未満	3,300円	2,100円	
D11		185,000円以上200,000円未満	3,500円	2,300円	
D12		200,000円以上215,000円未満	3,700円	2,400円	
D13		215,000円以上230,000円未満	3,900円	2,500円	
D14		230,000円以上245,000円未満	4,000円		
D15		245,000円以上260,000円未満	4,200円		
D16		260,000円以上280,000円未満	4,300円		
D17		280,000円以上301,000円未満	4,500円		
D18		301,000円以上340,000円未満	4,900円		
D19	340,000円以上397,000円未満	5,500円			
D20	397,000円以上460,000円未満	6,100円			
D21	460,000円以上510,000円未満	6,500円			
D22	510,000円以上560,000円未満	6,800円	2,600円	2,100円	
D23	560,000円以上610,000円未満	7,200円			
D24	610,000円以上800,000円未満	7,500円			
D25	800,000円以上1,100,000円未満	8,000円			
D26	1,100,000円以上	8,500円			

備考

- 1 この表における年齢は、保育所における保育を行った日の属する年度の初日の前日における児童の満年齢による。
- 2 この表においてひとり親等の世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
 - (1) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）
 - (2) 在宅障害児（者）のいる世帯（次のアからオまでのいずれかに該当する者を有する世帯をいう。）

- ア 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳を交付されている者
 - イ 東京都が知的障害者に発行する手帳（東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳をいう。）
又は道府県が知的障害者に発行する手帳（療育手帳制度要綱に規定する療育手帳をいう。）を交付されている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童
 - オ 国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者
- 3 この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
 - 4 この表において住民税均等割とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割をいう。
 - 5 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
 - 6 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4月分から8月分までの保育料にあつては前年度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては当該年度分とする。
 - 7 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、里親又はファミリーホームに委託されている児童に係る保育料は、免除する。